

# 2月17日から確定申告がはじまります

## 確定申告相談日程

【申告会場】 保健センター ほのほの1階 「ひだまりホール」

【受付時間】 午前9時～午後4時（最終日は午後2時まで）

月	火	水	木	金	土	日
<b>2月</b>						16 ×
17 山郷	18 山郷	19 山形	20 山形	21 山形	22 ×	23 指定なし
24 土師	25 土師	26 那岐	27 那岐	28 那岐	29 ×	

月	火	水	木	金	土	日
<b>3月</b>						1 ×
2 富沢	3 富沢	4 智頭	5 智頭	6 智頭	7 ×	8 全地区
9 全地区	10 全地区	11 全地区	12 全地区	13 全地区	14 ×	15 ×
16 午後2時まで						

### 申告に必要なもの

- ・マイナンバーカード（お持ちでない人はマイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類）
- ・申告者の印鑑
- ・申告者の通帳（還付申告の場合）
- ・給与・年金所得の源泉徴収票（複数枚ある人はすべて）
- ・障害者控除を受ける人は障害者手帳
- ・生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は証明書
- ・医療費控除を受ける人は医療費通知または領収書

### 注意事項

- ・混雑を避けるため、上記日程にお越しください
- ・必要書類がそろっていない場合は申告を受付できないことがあります
- ・農業、事業、不動産、山林所得がある人は、帳簿の保存が義務づけられています
- ・所得がない場合も町県民税の申告は必要です（申告をしない

いと、国民健康保険や後期高齢者医療保険などで不利益を被ることがあります）

### 給与収入又は公的年金等収入があり、確定申告が必要な人

- ・年収が2千万円を超える人
- ・2か所以上から給与が出ている人
- ・農業所得（赤字も含む）のある人
- ・主たる給与や公的年金以外の所得が20万円を超える人（満期保険金、不動産賃貸料、捕獲奨励金など）
- ・医療費控除、寄付金控除、住宅借入金特別控除などを受けられる人

※給与所得のみで年末調整済みの人、公的年金の収入金額が400万円以下で、右記の条件に当てはまらない人は確定申告の必要はありません。（ただし、申告により所得税または住民税が減額になる場合があります）